

建設

1	都	市	計	画	271				
2	交	通	計	画	282				
3	建	築	指	導	285				
4	公	園	緑	地	286				
5	都	市	開	発	288				
6	熊	本	駅	周	辺	整	備	290	
7	下	水	道	・	河	川	291		
8	契				約	298			
9	公	共	用	地	取	得	事	業	299
10	市	営	住	宅	301				
11	道				路	305			

1 都 市 計 画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、平成3年2月1日の飽託4町合併により、現在、熊本市（河内町を除く）、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。また、熊本市の一部を、植木都市計画区域で指定している。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m		
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha			
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha	
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha	
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha			

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託4町との合併等を経て、さらに平成11年3月31日に第3回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しを行い、現在熊本都市計画区域面積は40,445ha、うち市街化区域11,652ha、市街化調整区域28,793haで熊本市はこの区域全体の57.2%（23,138ha）市街化区域の86.2%（10,042ha）市街化調整区域の45.5%（13,096ha）を占めている。

また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に進め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するための用途地域の指定替えを平成8年6月に実施している。市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。また、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区、平成8年8月手取本町地区、平成10年8月上通A地区に高度利用地区の指定や地区の特性にふさわしいまちづくりとして平成2年度に岩倉地区、兎谷地区、平成4年度に城山小学校西地区、大平地区、平成10年度に白藤地区に地区計画を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域 (別添折込図)

用途地域の規模

(平13. 4.20現在)

区分	熊 本 都 市 圏			市 域			市域 熊本都市圏	容積率	建 ぺ い 率	後 退 距 離	高さの 限 度
	面 積	構 成 比	全都市圏 面積対比	面 積	構 成 比	全 市 域 面積対比					
第一種低層 住居専用地域	ha 1,389	% 11.9	% 3.4	ha 952	% 9.5	% 3.6	% 68.5	% 60 80	% 30 40	m 1.0 1.0	m 10 10
第二種低層 住居専用地域	73	0.6	0.2	43	0.4	0.2	58.9	80 100	40 50	1.0 1.0	10 10
第一種中高層 住居専用地域	3,112	26.7	7.7	2,489	24.8	9.3	80.0	100 150	40 60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,575	22.1	6.4	2,467	24.6	9.2	95.8	100 150 200	50 60 60	—	—
第 一 種 住 居 地 域	1,250	10.7	3.1	1,049	10.5	3.9	83.9	200	60	—	—
第 二 種 住 居 地 域	614	5.3	1.5	587	5.8	2.2	95.6	200	60	—	—
準住居地域	246	2.1	0.6	217	2.2	0.8	88.2	200	60	—	—
近隣商業地域	512	4.4	1.3	504	5.0	1.9	98.4	200 300	80	—	—
商業地域	365	3.2	0.9	365	3.6	1.4	100	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,073	9.2	2.7	1,055	10.5	4.0	98.3	200	60	—	—
工業地域	443	3.8	1.1	314	3.1	1.2	70.9	200	60	—	—
計	11,652	100	28.9	10,042	100	37.7	86.2				

イ 植木都市計画用途地域

用途地域の規模

(平13. 4. 1現在)

区分	植 木 都 市 圏			市 域			市域 植木都市圏	容積率	建 ぺ い 率	後 退 距 離	高さの 限 度
	面 積	構 成 比	全都市圏 面積対比	面 積	構 成 比	全 市 域 面積対比					
第一種低層 住居専用地域	ha 45	% 16.6	% 0.7	ha 0	% 0	% 0	% 0	% 40 50	% 80 100	m 1.0 1.0	m 10 10
第一種中高層 住居専用地域	68	25.1	1.0	7.9	56	0.03	11.6	60 60	150 200	—	—
第二種中高層 住居専用地域	1	0.4	0	0	0	0	0	60	200	—	—
第 一 種 住 居 地 域	38	14.0	0.6	6.2	44	0.02	16.3	60	200	—	—
第 二 種 住 居 地 域	13	4.8	0.2	0	0	0	0	60	200	—	—
準住居地域	4	1.5	0.1	0	0	0	0	60	200	—	—
近隣商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	300	—	—
商業地域	9	3.3	0.1	0	0	0	0	80	400	—	—
準工業地域	41	15.1	0.6	0	0	0	0	60	200	—	—
工業地域	43	15.9	0.7	0	0	0	0	60	200	—	—
計	271	100	4.1	14.1	100	0.05	5.2				

(2) 高度利用地区

(平13. 4. 1現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上
手取本町地区	約1.0	70/10以下	30/10以上	7/10以下	200㎡以上
上通A地区	約1.1	70/10 50/10以下	30/10 20/10以上	7/10以下	200㎡以上
合 計	約2.6				

(3) 風致地区

(平13. 4. 1現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1・2・3丁目、春日3・4・5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八景水谷	10	八景水谷1丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4・5・6・7・8丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水1・2・3丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2丁目 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎3・4・5・6丁目、花園3・4・6・7丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

(4) 駐車場整備地区

(平13. 4. 1現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9ha	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域

(平13. 4. 1現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	118.0 ha
準 防 火 地 域	1,488.0

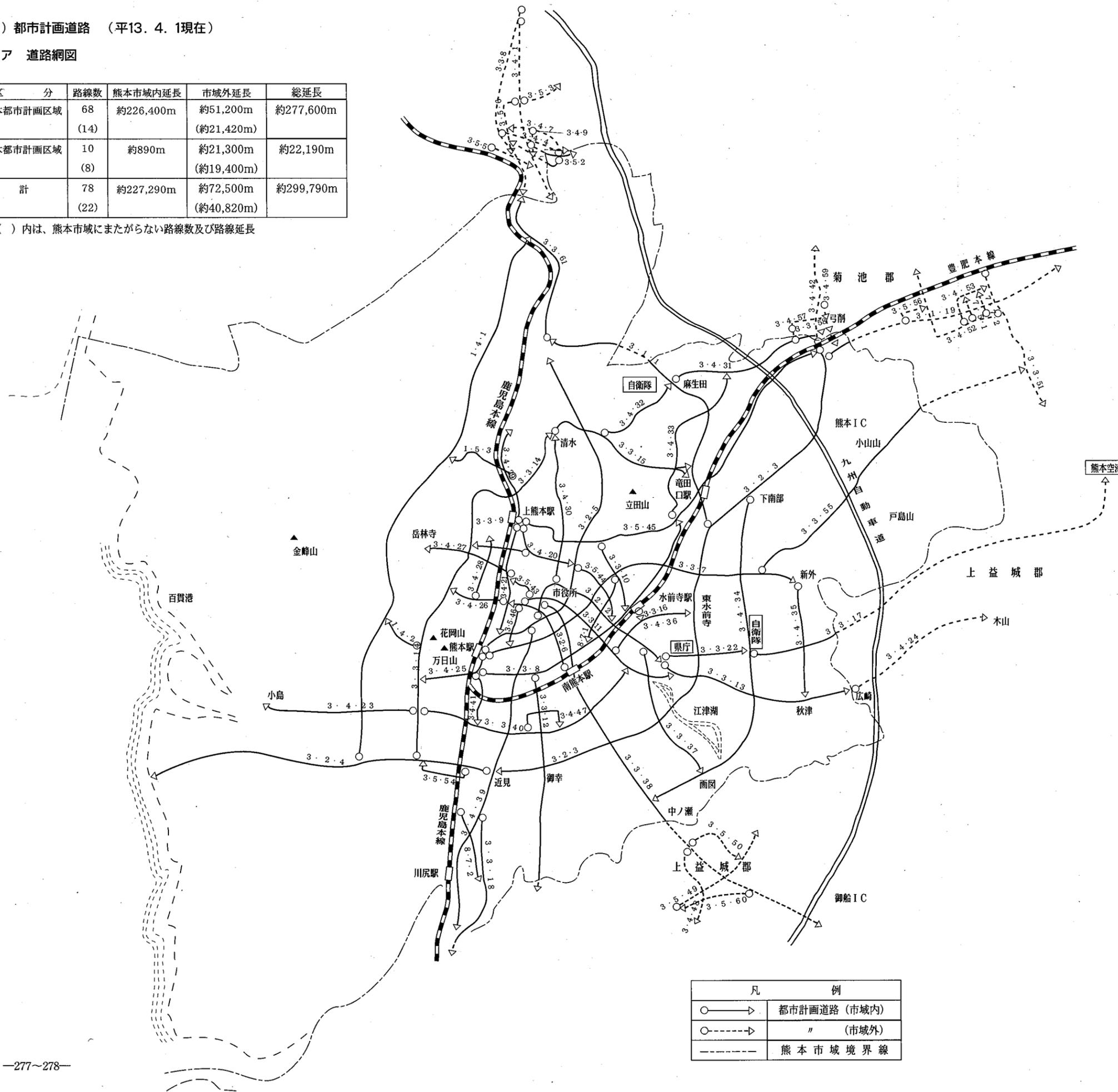
建設

(6) 都市計画道路 (平13. 4. 1現在)

ア 道路網図

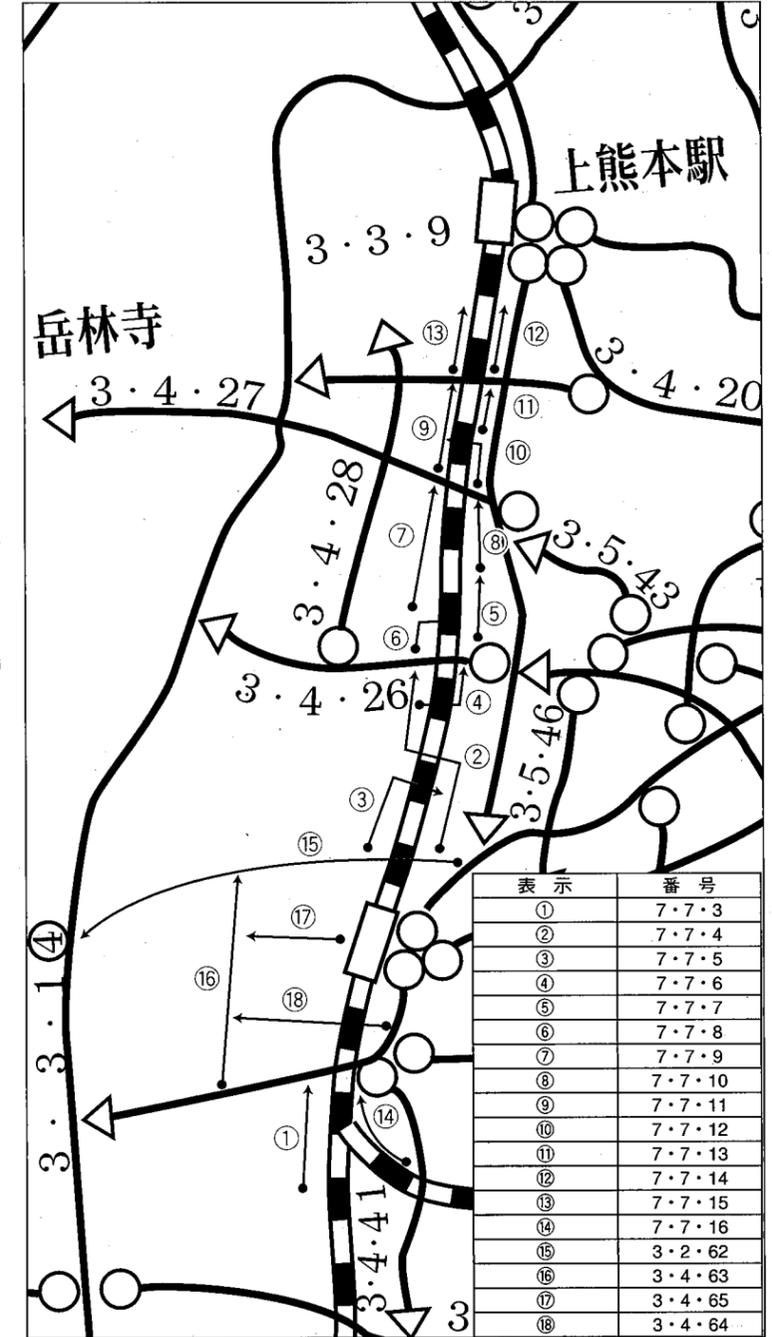
区分	路線数	熊本市域内延長	市域外延長	総延長
熊本市計画区域	68 (14)	約226,400m	約51,200m (約21,420m)	約277,600m
植木都市計画区域	10 (8)	約890m	約21,300m (約19,400m)	約22,190m
計	78 (22)	約227,290m	約72,500m (約40,820m)	約299,790m

※ () 内は、熊本市域にまたがらない路線数及び路線延長



凡 例	
○—→	都市計画道路(市内)
○- - ->	" (市域外)
- - - -	熊本市域境界線

拡大図



イ 都市計画道路一覧 (市域内)

熊本都市計画区域

(平13. 4. 20現在)

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主なる員幅(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備済延長(m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,450	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター線	15	2	1,910	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	4,200
3	2	2	新市街水前寺線	36		4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,480
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30		9,230	8,620
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,540
3	3	7	熊本駅新外線	22	4	8,650	7,260
3	3	8	二本木小礮線	22		6,970	4,120
3	3	9	池田町花園線	22		1,520	0
3	3	10	子飼新大江線	22		1,870	1,650
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,500
3	3	12	本荘犬洩線	25		5,050	3,140
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	3,285
3	3	15	清水竜田線	25		2,670	0
3	3	16	水前寺駅西水前寺線	22		180	0
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江川尻線	25	4	3,110	3,110
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19		2,910	2,330
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	2,060	2,060
3	4	26	新町戸坂線	16		1,720	280
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	740
3	4	28	戸坂本妙寺線	16		1,630	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2	2,280	2,280
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	清水町万石麻生田線	16		2,340	1,060
3	4	33	小礮清水楡木線	16		4,490	0
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	2,630
3	4	35	新外秋津線	16		2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16		2,280	280
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	1,850
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	2,970
3	4	39	長六橋川尻線	18		7,600	7,260
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	3,120
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	43	桜町段山線	15		760	0
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	720
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16		1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12		820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	28	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	0
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	0
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	0
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	0
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	0
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	0
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	0
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	0
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	0
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	0
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4		1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7		1,880	1,880
小計			72 路 線			226,400	130,685

建設

植木都市計画区域

(平13. 4. 20現在)

区分	規模	一連番号	道 路 名 称	主なる員幅(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備改良済延長(m)
3	4	4	東西線	16	2	320	0
3	5	2	南環状線	14	2	570	0
小計			2路線			890	0

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平13. 4. 1現在)

区分規模別	都市計画決定延長(m)						道路整備済延長(m)					
	市街化区域	比率(%)	市街化調整区域	比率(%)	合計	比率(%)	市街化区域	進 渉 率 (%)	市街化調整区域	進 渉 率 (%)	合計	進 渉 率 (%)
3・1	6,310	2.8	870	0.4	7,180	3.2	3,960	62.8	730	83.9	4,690	65.3
3・2	31,670	14.0	9,870	4.4	41,540	18.3	29,180	92.1	9,410	95.3	38,590	92.9
3・3	61,400	27.1	14,980	6.6	76,380	33.7	39,020	63.6	6,675	44.6	45,695	59.8
1・4, 3・4	54,400	24.0	21,520	9.5	75,920	33.5	31,320	57.6	3,240	15.1	34,560	45.5
1・5, 3・5	14,980	6.6	1,850	0.8	16,830	7.4	3,770	25.2	220	11.9	3,990	23.7
7・7	5,120	2.3	0	0.0	5,120	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8・7	3,430	1.5	0	0.0	3,430	1.5	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
計	177,310	78.3	49,090	21.7	226,400	100.0	110,410	62.3	20,275	41.3	130,685	57.7

(7) 駅前広場

(平13. 4. 1現在)

広 場 名	面 積	摘 要
熊 本 駅 前 広 場	14,200 m ²	都市計画道路3・3・7号 熊本駅新外線
南 熊 本	3,850	〃 3・2・6〃 南熊本駅新町線
水 前 寺	2,100	〃 3・3・16〃 水前寺駅西水前寺線
上 熊 本	3,800	〃 3・4・21〃 上熊本細工町線
近 見 (仮)	4,600	〃 3・5・54〃 刈草薄場線
武蔵ヶ丘東(仮)	1,500	〃 3・5・58〃 武蔵ヶ丘東中央線

(8) 景観整備

ア 都市景観

美しく活力ある森の都くまもとにふさわしい都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観条例を制定し、平成3年4月に、大規模建築物等の届出を開始した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、又その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした都市景観の形成を目指している。

大規模建築物等届出件数

(平成12年度)

種 類	建 築 物	土地区画	広 告 物	工 作 物	土 石	計
件 数	156	48	49	29	0	282

また、平成9年9月から、市域の幹線道路の良好な沿道景観形成を図るため、16路線を特定施設届出地区に指定し、沿道サービス施設等について、地域景観への配慮による調和のとれたまちなみ形成への誘導を行っている。平成12年度届出件数63件

イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は都市景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティーボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数 (平成12年度)

種類	許可	更新許可	電柱等	計
件数	197	21	12	230

除却件数 (平成12年度)

種類	はり紙	はり札	立看板	計
件数	5,920	9,840	8,862	24,622

(9) 開発指導

都市の秩序ある発展を図るために、都市計画区域においては、開発行為の指導を行っている。

なお、開発許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任されていたが、平成8年4月1日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

開発許可件数

区分		年度				
		8	9	10	11	12
市街化区域	件数	101	106	88	104	85
	面積 (m ²)	258,137	279,500	213,085	251,048	※ 200,361
市調整街区域	件数	71	52	57	67	61
	面積 (m ²)	115,768	129,322	138,359	55,572	257,990
計	件数	172	158	145	171	146
	面積 (m ²)	373,905	408,822	351,444	306,620	458,351

※未線引区域を含む

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。なお、宅地造成に関する工事の許可事務は、平成4年4月1日、県知事から市長に委任されていたが、平成8年4月1日、中核市移行に伴い市長の事務となった。

宅地造成等規制法による許可件数

区分		年度				
		8	9	10	11	12
許可件数		14	12	18	24	21

2 交通計画

(1) 現状

本市における四輪自動車の保有台数は、平成元年度から平成11年度までの10年間で約25万台から約35万3千台へと約1.4倍に増加している。

このような状況の中、本市における渋滞ポイントは、中心市街地の交差点のみならず、郊外の交差点に広がっており、中心市街地の飽和状態に加えて、交通混雑箇所の外延化が顕著になってきている。さらには、近年の道路交通需要の増加により、渋滞ポイントは増加傾向にあり、ますます深刻化している状況にある。

平成9年度に実施した第3回パーソントリップ調査の利用手段別構成は、自動車利用が前回の43.2%から59.3%へと大幅に増加している半面、徒歩、二輪車、バス・市電の割合が減少している状況にある。その中で、公共交通機関の利用状況を見ると、鉄軌道系はその定時性が見直されるとともに、新駅設置や運行本数の増加などにより増加傾向にあるものの、バスは交通混雑に巻き込まれ依然として減少傾向にある。

(2) 総合交通体系整備の考え方

①熊本市総合計画

- ・幹線道路などをはじめとする道路網の整備
- ・市電、バスなどの公共交通の機能強化や自転車利用の促進
- ・県内各地や県外とをつなぐ広域交通網の整備

②熊本都市圏総合交通体系のマスタープラン

- ・公共交通都市軸の形成
- ・既存公共交通機関の機能強化
- ・新たな基幹公共交通ネットワークの整備
- ・乗り換え抵抗の少ないネットワークの形成
- ・日常生活を支えるバス網の整備
- ・2環状11放射道路網の整備
- ・良好な住環境を形成する都市内道路網の整備
- ・安全快適な自転車ネットワーク等の整備

(3) 本市における交通需要マネジメントの施策展開

①駐車場案内システムの導入（平成5年度）

- ・市中心部の約176haが対象区域（26駐車場、5,480台）

②バス活性化システム整備事業の実施

- ・交通センターの行き先別乗り場再編及びサインシステム整備（平成6年度）
- ・バスの方向幕・系統幕を統一（平成7年度）
- ・バス・電車共通のプリペイドカードシステムの導入（平成9～11年度）

③バス優先システムの導入（平成7年度）

- ・主要地方道熊本高森線（市電通り）4.3kmに導入

④パークアンドライドシステムの試行

- ・市電とバスを利用し、4ルートで実施（平成8～9年度）
- ・JR豊肥本線を利用し実施（平成12年度）

⑤超低床電車の導入（平成9年度）

- ・1編成2両（平成9年度）、2編成4両（平成10年度）、2編成4両（平成12年度）

⑥JR豊肥本線の電化事業（平成9～11年度）

- ・熊本駅～肥後大津駅間22.6kmの電化（運行本数の増加とスピードアップ）
- ・平成駅行き違い施設の整備

⑦共同集配システムの実施（平成11年度）

- ・下通り、上通り、新市街など60haが対象区域で、熊本地区共同輸送株式会社が設立された。

⑧オムニバスタウン計画事業（平成12～16年度）

- ・都心部内循環バス路線の新設
- ・バスロケーションシステムの導入
- ・ノンステップバスの導入
- ・道路整備の促進及び交差点改良
- ・バスベいの整備
- ・バス専用レーンのカラー舗装化
- ・公共車両優先システム、車両運行管理システムの導入

(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
工期	平成元年度（3月）～平成4年度（11月）
供用開始	平成5年2月1日
建設費	7,500,000千円

財源内訳	有料道路整備資金貸付金（建設省）	2,480,000千円
	市債	4,095,000千円
	一般財源	925,000千円

収容台数 自動車625台 二輪車400台 自転車500台

利用状況

区分 年度	自動車		二輪車	自転車
	台数	駐車場使用料収入	台数	台数
8	447,285	292,926,200	160,474	146,332
9	459,449	304,182,400	165,736	149,625
10	460,042	306,480,000	164,485	138,106
11	455,248	296,750,400	164,285	134,984
12	466,293	303,987,700	161,340	147,729

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名 称 財団法人 熊本市駐車場公社
 設立年月日 平成5年1月18日
 目的 熊本市における道路交通の円滑化を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与することを目的とする。
 事業 熊本市から委託された路外駐車場の管理
 路外駐車場の設置及び管理
 熊本市の駐車場施策に協力する事業
 その他公社の目的を達成するために必要な事業
 基本財産 50,000千円（市出資金）

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基本料金	1時間以内	300円
超過料金	1時間を超え30分までごとに	100円
夜間料金	午後11時から翌日午前7時まで	1,000円
全日定期駐車料金	1月	25,000円
平日定期駐車料金	1月	13,000円
回数駐車券	100円券 11枚	1,000円
	プリペイド 3,300円券	3,000円
	〃 5,500円券	5,000円

3 建築指導

(1) 建築確認申請状況

種別		年度				
		8	9	10	11	12
申請	一般確認申請	4,450 件	3,320 件	3,371 件	3,455 件	3,092 件
	道路指定申請	34	39	47	28	52
	許可申請	33	57	33	101	133
現場検査	住宅公庫中間検査	2,161	1,453	1,334	1,706	1,181
	〃改良検査	90	36	26	39	28
	一般建築竣工検査	902	902	1,021	2,229	2,742
	昇降機竣工検査	218	221	160	137	207
特申 殊請	計画通知	109	106	95	99	81
	工作物申請	201	229	174	282	295

(2) 建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、随時実施している。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び12月に特殊建築物の防災査察を実施しており、12年度においては、店舗、病院、ホテル等延べ194件を査察している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

12年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、28件を調査している。

(3) 違反建築物取扱件数

（平成12年度）

違反事項	違反該当法令	違反件数	是正件数
確認申請手続	法第6条	30	5
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	0	0
避難施設等内装制限	法第35条	0	0
内装制限	法第35条の2	0	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0	0
構造耐力	法第20条又は第36条	0	0
敷地と道路の関係	法第43条	2	0
道路内建築制限	法第44条	8	2
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0	0
用途地域内の建築制限	法第48条	3	0
容積率制限	法第52条	0	0
建ぺい率制限	法第53条	2	0
一種住専における外壁の後退距離	法第54条	4	2
一種住専における絶対高さ制限	法第55条	0	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	1	0
その他		1	0
計		51	9

(4) ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好な都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲200メートルの区域内において「ぱちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し、事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており、昭和63年4月20日より施行している。

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の説明を義務付けるなど、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行し、平成12年度は77件を指導した。

(6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者や障害者が円滑に利用できる、建築物の整備促進を図るため、平成7年10月1日から同要綱を施行している。

(7) 建築協定

本市では、住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は25件となっている。

(8) 建築行政協力員制度

この制度は、本市内における違反建築の防止を目的として熊本県建築士会等関係3団体の協力のもと昭和51年に発足したものである。

しかし、最近の建築行政に対する期待はますます複雑多岐にわたっていることから平成2年4月1日付けで、この制度を改正して違反建築の防止はもとより建築物の防災等に関する啓発活動についても協力を願い、併せて協力員の任期を2年に延長するとともに協力員数も30人に増員し体制の充実を図った。

4 公園緑地

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

さらには、災害に強い安全な都市づくりを行うため、災害時の緊急避難地となる防災公園や救援活動などの拠点となる総合防災公園の整備を図ることとしている。

平成12年度末での本市の都市公園等の整備状況は、712カ所548.13haで、これは市民一人当たり8.29㎡の整備水準となっている。このほか、民有地等を借地した95カ所9.07haの「まちの広場等」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

ア 地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめる。

エ 大震災等の災害に対応した、防災公園の整備をすすめる。

これを基本方針として、平成22年度末までに市民一人当たりの都市公園等の面積を10.5㎡以上とすることを目標とし、公園緑地の確保を図っている。

また、公園の老朽化にともない、公園施設の改善を実施し、地域の特性を活かした利用しやすい公園造りに取り組んでいる。

公園管理にあたっては、日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

都市公園等の整備状況

(平13. 4. 1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの(①+②)			備考	
	計画決定		①供用			供用率	②		①+②			
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数		面積	箇所数	面積	1人当面積		
街区公園	カ所	ha	カ所	㎡	%	カ所	㎡	カ所	㎡	㎡/人		
	175	41.71	173	420,481	101	438	331,883	611	752,364	1.14		
近隣公園	25	43.50	23	330,819	76	2	31,860	25	362,679	0.55		
地区公園	5	23.40	5	230,922	99	—	—	5	230,922	0.35		
総合公園	2	71.80	1	535,686	75	—	—	1	535,686	0.81		
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	30,054	3	1,150,273	1.74	熊本県民総合運動公園含む	
特殊公園	風致公園	3	15.50	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.28	
	歴史公園など	6	9.00	6	75,484	84	3	79,054	9	154,538	0.23	
広域公園	1	126.50	1	1,135,407	90	—	—	1	1,135,407	1.72	総合体育館・湖面含む	
緑地	16	219.89	16	590,091	27	33	207,441	49	797,532	1.21		
墓園	3	24.40	3	177,979	73	—	—	3	177,979	0.27		
都市公園計	239	699.20	233	4,788,947	68	479	692,268	712	5,481,215	8.29		
まちの広場	—	—	—	—	—	95	90,748	95	90,748	0.14		
その他	—	—	—	—	—	6	19,800	6	19,800	0.03		
合計	239	699.20	233	4,788,947	68	580	802,816	813	5,591,763	8.46		

(注1) 人口は、平成13年4月1日現在の人口661,226人

(注2) まちの広場は、五郎ヶ池調整池広場を含む

(注3) 都市計画決定の供用面積には、都市計画決定外の供用面積も含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	8			9			10			11			12		
	数	面積	一人当面積												
利用中の街区公園	543	68.43 ha	1.05 ㎡	565	70.05 ha	1.05 ㎡	584	71.38 ha	1.09 ㎡	593	73.09 ha	1.11 ㎡	611	75.25 ha	1.14 ㎡
利用中の全公園	628	490.05	7.50	651	496.01	7.58	670	526.93	8.01	689	539.94	8.18	712	548.13	8.29

建設

5 都 市 開 発

(1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業が完成し、現在、西部地区において西部第一土地区画整理事業が施行中である。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ47地区(1,565.3ha)において、計画的な市街地が造成されている。

施行状況

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費
画 図	組合	条 項 3～2	ha 29.1	平 6.12.21	% 41.6	% 32.8	平 6～13	千円 3,546,000
陣 内	〃	〃	29.8	8. 4.23	63.8	33.8	8～16	6,898,300
出 仲 間	〃	〃	6.5	11. 9.14	42.6	25.4	11～15	1,028,000
八分字中道	〃	〃	0.7	12. 3.14	39.2	21.6	11～14	110,000
西部第一	市	3～3	38.2	4.12.16	25.9	32.9	4～14	7,343,000

完了地区名〔国府第一、水前寺(組合)、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦、武蔵ヶ丘、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分寺、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、大石崎、田迎東〕

(2) 今後の施行予定地区

現在(平成13年1月末)、本市の市街化区域内に残存する農地は約845haあり、この内年間約50haが開発行為等により宅地化されスプロール現象が進行している。

そこで、計画的な宅地開発を適正に誘導・促進するため、市街化区域内未利用地整備計画を作成し、地元懇談会の開催など地権者へのPR、啓発を行っている。

また、土地区画整理事業は現在5地区104.3haで実施されているが、計画中が3地区59.8haあり、他地区においても準備が進められている。

(3) 市街地再開発

本市の既成市街地においても、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し各種事業手法による市街地の再開発を推進する。

ア 中心部の市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

市街地再開発事業の実施中地区

地区	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	建物の規模構造
手取本町地区 (事業中)	組合	平8～13	約1.0 ^{ha}	約5,700 ^{m²}	約4,400 ^{m²}	約47,900 ^{m²}	SRC+RC+S造 地上11階 地下3階
上通A地区 (事業中)	組合	平9～13	約1.1	約9,000	約6,800	約57,100	CFT+SRC造 地上14階 地下2階

用途	事業の経過
商業・公益・医療・業務 施設等	平8. 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び 事業の都市計画決定 平9. 3. 7 組合設立(施行認可)公告 平11. 8. 31 権利変換計画認可 平11. 12. 1 施設建築物工事起工式
商業・ホテル・業務 ・美術館・財団施設 ・カルチャー等	平10. 9. 1 高度利用地区の都市計画決定及び 事業の都市計画決定 平11. 1. 20 組合設立(施行認可)公告 平11. 9. 29 権利変換計画認可 平12. 1. 14 施設建築物工事起工式

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。

イ 優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

優良建築物等整備事業の実施地区

地区	施行者	事業年度	地区面積	敷地面積	建築面積	延床面積	用途
下通地区 (事業完了)	民間	平4～5	0.12 ^{ha}	902 ^{m²}	630 ^{m²}	5,467 ^{m²}	商業施設・銀行
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅(26戸)

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。

6 熊本駅周辺整備

「熊本市総合計画」では、熊本駅周辺地区を「副都心」として位置づけ、都心機能を補完する一大拠点作りを進めており、本市ではＪＲ鹿児島本線鉄道高架化の促進を図るとともに熊本駅周辺の市街地整備を推進し、また九州新幹線との整合を図りながら県都熊本の玄関口に相応しいまちづくりを目指している。

これらの事業を円滑に推進するために、平成10年4月1日県市の合同事務所を設置し、県市一体となって整備に取り組んでいる。

(1) 熊本駅周辺地域整備

熊本駅周辺地域整備は、九州新幹線整備と鹿児島本線の鉄道高架事業と緊密な関係を持つ本市の重点事業の一つである。

この周辺地域整備は、平成9年度に県市で結ばれた「熊本駅周辺地域の整備計画の県市協定」に基づき、現在熊本駅西側を中心とした土地区画整理事業の推進や東地区の市街地再開発事業（組合施行）の立上げ支援、さらに道路網や駅前広場等の都市基盤整備に取り組んでいる。

(2) 九州新幹線整備

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月25日博多～新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可された。

事業概要

区 間	博多・新八代間
線路延長	約130km
工事延長	約121km
規 格	標準軌新線（フル規格）
最高設計速度	260km/h
総事業費	7,900億円（想定）
工事費	5,830億円（開業設備工事費を除く認可額）
工事完了の予定時期	認可の日から概ね12年

(3) ＪＲ鹿児島本線鉄道高架事業

鹿児島本線の鉄道高架化については、平成13年3月鹿児島本線の白川操車場手前付近から本妙寺踏切手前付近の約4.0km、またこれに関連して豊肥本線の熊本駅から坪井川右岸の約1.0km区間が連続立体交差事業の都市計画決定が行われた。また、本妙寺踏切付近から北島踏切までの約2.0kmを高架化検討区間として県が調査中。

7 下水道・河川

下水道

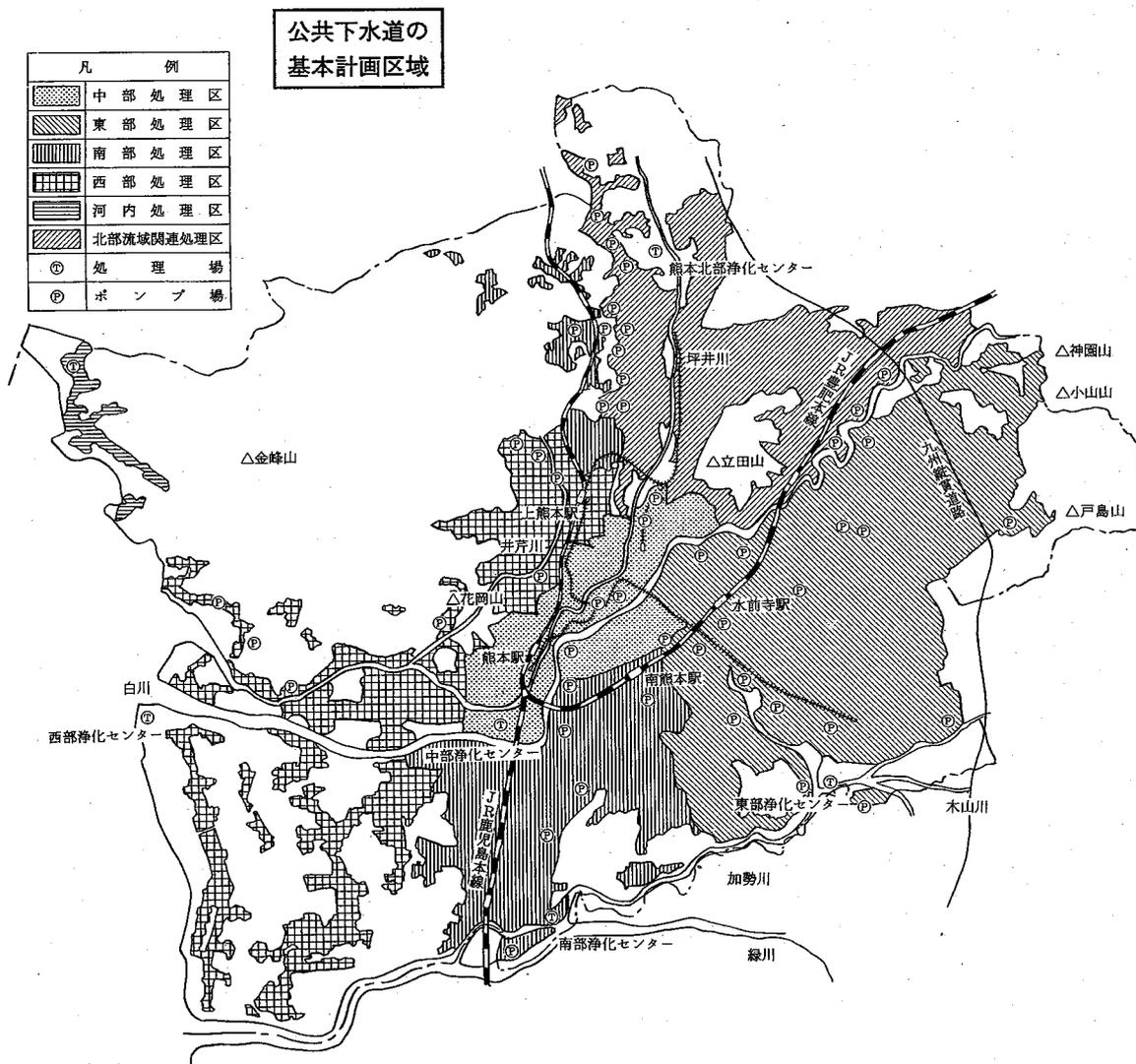
下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、市域面積26,631haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた12,750haに基本計画を策定し、この計画区域を中部、東部、南部、西部、北部、河内の6処理区に分割し、当面の目標となる11,271haについて認可を取得し整備を進めている。

計画区域のうち中部、東部、南部、北部についてはすでに処理開始しており、平成12年度末における下水道普及率は76.1%である。

平成13年度は、第8次下水道整備七箇年計画の目標のひとつである西部浄化センターの供用開始を予定しており、西部地区の更なる整備促進を図る。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善及び恒常的な浸水箇所の雨水整備を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、二十一世紀の住み良い環境づくりを推進する。



建設

(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 平成21年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

(平13. 3.31現在)

区 分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率B/A (%)
総 事 業	処理面積(ha)	12,750	8,268	64.8
	処理人口(人)	738,100	495,380	67.1
	污水ポンプ場(カ所)	62	32	51.6
	雨水 ヶ (ヶ)	5	5	100.0
	終末処理場	5	3	60.0
	事業費(千円)	466,787,960	323,434,891	69.3
	国庫補助(ヶ)	159,561,000	104,377,188	65.4
	県費補助(ヶ)	0	0	0
	市費その他(ヶ)	32,939,960	31,390,433	95.3
	市 債(ヶ)	274,287,000	187,667,270	68.4
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,657	1,392	84.0
	処理人口(人)	133,400	86,910	65.1
	污水ポンプ場(カ所)	8	6	75.0
	雨水 ヶ (ヶ)	4	4	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,478	3,487	77.9
	処理人口(人)	273,100	236,920	86.8
	污水ポンプ場(カ所)	15	14	93.3
	雨水 ヶ (ヶ)	-	-	-
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,873	1,257	67.1
	処理人口(人)	98,300	62,890	64.0
	污水ポンプ場(カ所)	7	5	71.4
	雨水 ヶ (ヶ)	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,237	425	19.0
	処理人口(人)	94,100	26,680	28.4
	污水ポンプ場(カ所)	12	3	25.0
	雨水 ヶ (ヶ)	-	-	-
北部流域関連処理区	処理面積(ha)	2,407	1,707	70.9
	処理人口(人)	133,300	81,980	61.5
	污水ポンプ場(カ所)	18	4	22.2
	雨水 ヶ (ヶ)	-	-	-
河 内 処 理 区	処理面積(ha)	98	0	0
	処理人口(人)	5,900	0	0
	污水ポンプ場(カ所)	2	0	0
	雨水 ヶ (ヶ)	-	-	-

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

行政区域人口に対する普及率 (平13. 3.31現在)

行政区域人口	処理人口	普及率
650,622	495,380	76.1%

(2) 下水道使用料 (平成13年3月30日改正
平成13年5月1日から施行)

汚水の種類	使用料		
	基本料金		
一般家庭用及び営業用汚水(公衆浴場用及び水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水を除く。)	従量料金 (1㎡につき)	10㎡まで	800円
		10㎡を超え20㎡まで	90円
		20㎡を超え50㎡まで	115円
		50㎡を超え200㎡まで	165円
		200㎡を超え500㎡まで	200円
		500㎡を超え2,000㎡まで	250円
公衆浴場用汚水	1㎡につき	10円	
水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水	1世帯につき	1,300円	

- (注) 1 料金は、1月につき汚水の種類及び量に応じ、上記料金表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする
2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう

徴収方法 水道水……水道局へ徴収委託(12年度委託料414,730,398円)

井戸水……納付制・口座振替制

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布
昭和51年8月1日賦課開始)

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1㎡当たり 200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理可能人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置数 戸	水洗便所人口	普及率(%)
8	456,310	146,863	136,321	424,308	
9	468,450	151,113	139,801	435,096	
10	477,240	177,533	143,160	443,833	
11	482,427	193,386	146,163	448,655	
12	495,380	201,374	150,201	460,703	93.0

貸付金額 くみ取り便所1カ所又は、浄化槽廃止1基につき330,000円以内

貸付期間 30カ月

返還方法 無利子、30カ月以内の月賦均等償還

- 貸付条件
- ・市内居住者
 - ・返済能力のあるもの
 - ・市税を滞納していないもの
 - ・保証人1人

貸付金(昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額 (千円)
昭42~平8	50,542	6,462,830
9	1,188	271,026
10	800	179,772
11	753	164,969
12	668	139,955
計	53,951	7,218,552

(5) 終末処理場

種 別 処理場名	計画処理面積	計画処理人口	現有処理能力	処 理 方 式
中部浄化センター	1,657.22 ha	133,400 人	140,100 m ³ /日	標準活性汚泥法
東部浄化センター	4,478.00	273,100	138,900	〃
南部浄化センター	1,873.00	98,300	38,000	〃
西部浄化センター	2,236.78	94,100	-	〃
河内浄化センター	98.00	5,900	-	〃

(注)西部処理区の処理については暫定的に中部浄化センターにおいて処理

名 称	中部浄化センター	東部浄化センター
所 在 地	蓮台寺5丁目7番2号	秋津町秋田536番地
建設年月	昭和39.9~(昭和43.1.6運転開始)	昭和45.8~(昭和47.12.1運転開始)
建設費	総額 18,205,842千円	総額 31,108,903千円

名 称	南部浄化センター	西部浄化センター
所 在 地	元三町4丁目1番1号	沖新町4944番地3
建設年月	昭和56.4~(昭和62.4.1運転開始)	平成2.4~(未供用)
建設費	総額 23,179,425千円	総額 18,228,532千円

(6) 雨水幹線

雨 水 幹 線 名	下水路名	延 長	排水面積	備 考
坪井川下流雨水4号幹線	高 橋	779m	159ha	昭和33~35年度 事業完了
坪井川中流雨水4号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35~37年度 〃
坪井川中流雨水5号及び6号幹線	春 日	1,317	63	昭和34~37年度 〃
健軍川雨水26号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39~41年度 〃
無田川雨水1号及び2号幹線	出 水	1,370	41	昭和42~46年度 〃
井芹川雨水36号幹線	段 山	467	38	昭和45~48年度 〃
白川左岸雨水12号幹線	新 南 部	668	43	昭和46~48年度 〃
井芹川雨水28号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48~56年度 〃
江津湖左岸雨水7号幹線	湖 東	983	77	昭和47~56年度 〃
江津湖左岸雨水1号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38~41年度 昭和50~56年度 〃
白川右岸雨水6号及び7号幹線	竜 田	2,068	95	昭和55~平成5年度 〃
健軍川雨水19号幹線	月 出	1,992	81	昭和55~平成4年度 〃
井芹川雨水25号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57~平成元年度 〃

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条件

- ・設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- ・利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- ・土地所有者が設置に同意していること
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況(昭和47年度助成開始)

種別 年度	申請件数	助成金額
昭47～平7	1,833 件	668,728,000 円
8	37	13,056,300
9	16	8,021,300
10	31	12,405,100
11	40	16,018,000
12	41	20,218,400

(8) 下水道技術センター

名称 財団法人 熊本市下水道技術センター

設立年月日 平成4年4月1日

目的 熊本市におけるより効率的な下水道事業を推進するため、広く市民に対して下水道への理解と協力を得ることにより、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適な都市づくりに寄与することを目的とする

- 事業
- ・下水道技術の調査及び研究に関する事業
 - ・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
 - ・下水道技術者の養成に関する事業
 - ・下水道使用者への水質保全指導に関する事業
 - ・排水設備の整備促進業務の受託に関する事業
 - ・公共下水道及び関連施設の維持管理業務の受託に関する事業
 - ・公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業
 - ・その他センターの目的を達成するために必要な事業

事務所の所在地 花畑町3番1号 花畑別館1F

基本財産 50,000千円

平成13年度予算 361,059千円

建設

河川

熊本市の水害は、白川、坪井川等の氾濫に代表され、昭和28年の大水害を契機に、主要河川の本格的な改修事業が着手された。その後、昭和55年の洪水により白川や坪井川は「激甚災害対策特別緊急事業」として採択され、国・県において改修が促進されている。

さらに、白川は平成3年より緊急改修計画により改修が進められ、坪井川においては下流の河川負担の軽減を図るために「多目的遊水池事業」等が進められ、治水安全度の向上が図られた。

加勢川は、昭和63年「特定緊急河川」の指定を受け改修されており、さらに平成8年には「ふるさとの川整備河川」の指定を受け、沿川自治体の地域づくりと河川管理者が行う河川改修事業とが一体となった河川整備が進められている。

本市においても昭和47年より健軍川、藻器堀川、万石川、兎谷川、麴川、鶯川など被災頻度の高い流域をもつ河川を「都市基盤河川改修事業」として改修を進め、万石川、兎谷川は既に終了している。併せて、天明新川、谷尾崎川も準用河川として鋭意、改修を進めている。

また、浸水解消対策として、特に浸水頻度の高い地区の幹線排水路の整備を重点的に進めるとともに、河川合流部や底平地で内水被害が大きな地域については、排水機場を設置して浸水被害の解消を図っている。

市街地の周辺部は、都市化が急速に進展し住宅地や商業地が拡大しつつある。このため、田畑や山林等の自然の保水、遊水機能の減少に伴い、雨水流出量が増大する「都市型水害」が局部的に発生している。

このような状況を踏まえ、本市の治水行政は、自然環境を活かした河道改修を基本とし、内水対策や雨水流出抑制に努めながら総合的に治水対策を進めている。

(1) 都市基盤河川整備

一級河川及び二級河川で、都市型水害の増大に対処するため、地域に密着した行政主体である市が事業主体となって、河川の改修工事を実施している。

(2) 準用河川整備

地域の生活に密着した小河川である準用河川において、洪水の氾濫を防止し地域の生活基盤を確保するため、河川管理者である市が河川の改修を実施している。

(3) 特別排水路整備

市民から都市排水について苦情が多いことから、昭和51年度に行った市域（市街化区域）の現況調査資料をもとに、特に浸水被害解消を図る必要のある地域の幹線水路整備を行っている。

(4) 浸水（内水）解消対策

洪水時の河川水位上昇により、自然排水ができない地域の浸水解消を図るため、排水機場等の設置を行っている。

(5) 雨水流出抑制対策

市街地の周辺部は、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局部的に発生している。このため、開発行為等において雨水流出抑制を図るための調整池、透水性舗装、浸透ます等の設置を指導している。

また、本市でも雨水流出の抑制を図るために浸透ますを家庭に設置する場合、設置費用を補助し普及に努めている。

市域の主要河川状況

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /S)	河川区間 延長(km)	改修 着手年	摘 要
白川	白川	1級	480	3,000	63.2	昭31	建設省管理(直轄区間17.3km)
緑川	緑川	1級	1,100	4,200	71.3	◇37	建設省管理(直轄区間30.8km)
	加勢川	1級	240.6	1,100	20.9	◇37	建設省管理(直轄区間11.5km)
	無田川	1級	0.9	19	2.3		県管理
	木部川	1級	20.4	48.2	4.9	平4	◇
	天明新川	1級	17.7	120	11.6	昭54	◇
		準用		40	2.5	平元	市管理・準用河川事業
	高良川	1級	1.9	—	1.5		県管理
	内田川	1級	6.5	50	4.2	昭50	◇
	矢形川	1級	34.9	110	13.7	◇48	◇
	木山川	1級	119.2	660	16.5	◇62	◇
	秋津川	1級	23.3	240	6.2	◇44	◇
	鶯川	1級	2.8	32	1.3	平8	市管理・都市基盤河川改修事業
	健軍川	1級	14.6	190	6.8	昭47	◇
	藻器堀川 (本川)	1級	2.8	55	3.8	◇63	◇
藻器堀川 (放水路)	1級	5.3	95	4.3	◇47	◇	
坪井川	坪井川	2級	141.7	560	22.6	◇33	県管理
	井芹川	2級	57.1	360	14.5	◇39	◇
	堀川	2級	42.7	120	18.8	◇53	◇
	西浦川	2級	4.8	—	2.5		◇
	西谷川	2級	7.5	—	3.6		◇
	立福寺川	2級	5.3	—	1.3		◇
	万石川	2級	1.9	75	1.3	昭48	市管理・改修済
	兎谷川	2級	1.7	35	0.8	◇48	◇
	麴川	2級	3.1	59	1.7	◇51	◇・都市基盤河川改修事業
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1	◇53	◇・準用河川事業
	前川	準用	1.8	30	0.8		◇
単独	河内川	2級	16.8	55	7		県管理
	千間江湖川	2級	2.2	15	5.0	昭40	◇
	除川	2級	5.9	40	3.1	◇42	◇

※市域には上記の法河川指定(区間)以外の普通河川が68河川あり、そのうち33河川に砂防指定がなされている

建設

8 契 約

(1) 指名競争入札有資格者（平成13年度）

	工 事	委託その他
県内業者	2,698社	585社
県外業者	2,081社	921社
計	4,779社	1,506社

(2) 契約件数及び金額（平成12年度）

	件 数	金 額
工事請負契約	1,087件	35,634,236千円
委託契約	242件	2,246,568千円
計	1,329件	37,880,804千円

(3) 契約額及び件数・業者別集計表

(単位 千円)

年度	土 木 工 事		建 築 工 事		電 気 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
10	18,961,169	451	5,368,263	96	2,487,483	93
11	18,161,589	444	6,965,412	123	3,425,352	73
12	11,471,836	383	7,512,005	110	3,224,841	85
年度	管 工 事		舗 装 工 事		造 園 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
10	2,081,201	101	1,639,729	85	1,085,248	129
11	2,353,382	95	1,807,718	108	1,100,471	122
12	1,770,775	103	953,075	71	1,044,455	141
年度	そ の 他 工 事		業 務 委 託		合 計	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
10	7,276,971	189	1,957,204	254	40,857,268	1,398
11	3,641,442	236	1,966,128	257	39,421,494	1,458
12	9,657,249	194	2,246,568	242	37,880,804	1,329

9 公共用地取得事業

(1) 用地取得

熊本市は、公共の福祉や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っているが、そのために必要な用地の取得も行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、昭和37年6月29日閣議決定された「公共用地取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、平成13年度より用地取得システムを構築し併せて熊本市公共用地計画検討委員会の設置並びに熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルの改正をおこない、公共用地取得の公正性、透明性をより一層高めることに努めている。

また、平成13年度より土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑化するための土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

用地取得担当課については平成13年4月の機構改革に伴い、建設局に用地第一課、用地第二課、用地調整室が設置され、用地取得業務については用地第一課、用地第二課が行っている。また、用地調整室は、補償基準に基づく適正な補償を行うための用地補償の指導及び総合調整を行っている。

(2) 補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償…土地価格の算定にあたっては、周辺の土地の正常な取引事例や地価公示価格等を調査し、さらに不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を参考に、正常な価格で補償している。
- ・建物の補償…土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

(3) 契約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業のための用地取得にかかる補償金には、一般の売買とは違い、税金の軽減措置が受けられる特別の制度がある。（一部適用されない場合もある。）

10 市 営 住 宅

本市では、熊本市総合計画に基づく総合的な住宅行政を推進するため、熊本市住宅マスタープランを策定し、まちづくりと一体となった住環境の整備に取り組んでいる。

市営住宅の供給においては「しあわせを実感できる住まい・まちづくり」をめざして、施設のバリアフリー化、シルバーハウジング事業、福祉施設の併設など、高齢者や障害者への配慮はもとより、多様化する市民のニーズに対応すべく、公営住宅の新たな建設や建て替え、更には、民間賃貸住宅を借り上げて転貸する特定優良賃貸住宅制度を実施している。

(1) 住宅戸数状況

ア 住宅建設状況

年度	構造	木 造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準耐二階	耐火二階	合 計
昭21～平8		233	9,595	896	245	280	34	11,283
9			12	168				180
10			230					230
11		36	21	236				293
12			87	190				277
合 計		269	9,945	1,490	245	280	34	12,263

(注) 年度は建設年度を示す 特定優良賃貸住宅を除く

イ 特定優良賃貸住宅供給状況

年度	構造	木 造	中層耐火	高層耐火	準耐平家	準 耐 二・三階	耐火二階	合 計
平5～8		50	36	21		116	12	235
9				82				82
10			6	51				57
11			25	24		25		74
12				30				30
合 計		50	67	208		141	12	478

(注) 年度は認定年度を示す

ウ 住宅管理状況

年度	種別	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	地域改善	改 良	引 揚	特優賃	合 計
昭21～平8		8,809	160	199	321	105	303	613	6	137	10,653
9		253	1							24	278
10		390	7		3					74	474
11		116	8		56					57	237
12		232	7		27					107	373
13										49	49
合 計		9,800	183	199	407	105	303	613	6	448	12,064

(注) 年度は管理開始年度を示す 平成13年度については4月1日現在

(2) 団地別管理戸数状況

(平13.4.1現在)

団地名	所在地	管理開始年	一般	身障	低家賃	老人	母子	地域改善	改良	引揚	特優賃	合計	入居者負担額
大江	大江4丁目15	S59	20									20	22,700~38,200
渡鹿	渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	64									64	23,900~59,600
宮内	段山本町3	S31	1									1	2,300
菅原	菅原町2・8	S33~36	90									90	14,700~36,400
本荘	本荘5丁目15	S37~38	48									48	8,900~15,500
川鶴	大江1丁目35	S48							80			80	4,000
新町	新町4丁目9	S43			24							24	8,000~13,300
本山	本山1丁目1	S51							30			30	5,000~8,000
南熊本	南熊本1丁目9	S53						21				21	8,000
本荘東	本荘2丁目6	S53						61				61	8,000
二本木	二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
琴平	琴平本町4	S54	85	6	20	5	5					121	19,000~31,700
九品寺第一	九品寺5丁目10	S55						50				50	8,000
九品寺第二	九品寺5丁目14	S55・S60						90				90	8,000
琴平第二	琴平2丁目3	H元	64									64	22,700~39,300
古川町シティハウス	古川町25	H6	18									18	25,200~55,600
江原	春竹町春竹506	H7						31				31	10,000
橋出	本荘町769	H7	27			5						32	26,700~44,300
サンライズ国府	国府3丁目27	H9									24	24	63,300~76,000
世安	世安町52	H10	107	2								109	24,500~57,500
ベルス北口	出水6丁目28	H11									57	57	62,000~78,000
塩屋一番館	新町2丁目11	H12									25	25	62,000~96,000
エスポワールしらかわ	呉服町2丁目5	H12									27	27	63,000~90,000
ECO-WING21	紺屋町1丁目17	H13									24	24	61,000~91,000
黒髪	黒髪4丁目6	H12	35	1								36	23,900~51,400
池田上の原	池田2丁目25・51~54	S29	35									35	2,100~3,500
上岩迫	池田2丁目55~57	S31	32									32	1,500~5,500
山下	池田2丁目37	S33	85									85	1,700~4,800
万石	清水万石4丁目7	H8	54	2		4						60	27,900~48,600
亀井	清水亀井町33・37	H9	53	1								54	24,500~51,200
井場ノ下	池田2丁目26~31	S37~38	43		10		5					58	3,800~7,500
堂ノ前	龍田6丁目4	S37	56									56	3,900~6,500
字留毛	黒髪6丁目17	S45~46							80			80	2,200
高平	高平2丁目8	S39~41	174									174	9,100~16,100
新地	清水町新地1917・1924・1953	S47~H5	993	37	24	70	4					1,128	11,200~58,200
楠	楠1~5丁目	S45~H12	1,198	15	36	63	14					1,326	9,400~56,800
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘3丁目17	S49~50	80									80	13,500~23,900
大窪	大窪5丁目5	S56	150									150	19,600~33,700
上ノ窪	武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	94	10		6	9					119	21,100~36,800
楠第二	楠7丁目1	S63~H元	150									150	22,400~38,800
四方寄	四方寄町1056	S45~47	51									51	5,700~10,700
鹿子木	鹿子木町132	H8	124			8						132	23,500~51,900
ヴェルドミール清水	清水町新地795	H10									34	34	58,100~71,000
弓削第二	龍田町弓削715	H10	51	2								53	25,000~55,900
下硯川	下硯川町1671	H10	51	2								53	25,100~56,100
万石南	清水万石1丁目1・4	H10	65	1		3						69	24,200~53,000
帯山	帯山1丁目37	S60	56									56	21,200~35,200
出水	水前寺公園16	H7~8	90			70						160	23,900~54,600
北上	上南部3丁目31	H12	58	2		9						69	22,800~48,600
若葉	若葉2丁目11	S38~41							159			159	8,000~13,200
栄第一	栄町2	S39~41							96			96	8,000~13,200
栄第二	若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
託麻	西原2丁目7・3丁目2	S43~H6	417	5		21						443	10,200~55,500
東町	東町2丁目2	S49	210									210	12,300~22,100
東本町	東本町8	S50~53	128									128	14,900~25,900
長嶺	長嶺南3丁目10	S51~52	270	6	14	5	5					300	14,900~27,700
長嶺西	長嶺西1丁目6	S54	60									60	19,000~24,900
尾ノ上	尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44~57	110		20				60			190	4,200~37,200

団地名	所在地	管理開始年	一般	身障	低家賃	老人	母子	地域改善	改良	引揚	特優賃	合計	入居者負担額
新南部	新南部2丁目1	S58	32	6		6	6					50	21,400~36,800
戸島	戸島町3173・3178	S58	135									135	21,600~37,100
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	S59	38									38	21,600~36,800
下南部	下南部2丁目5	S59~60	270	7		6	5					288	22,200~38,400
佐土原	榎町1	S60	37	6		6	6					55	21,500~37,200
東町桜	東町4丁目9	S60~61	190	3		5	2					200	21,700~38,700
月出	月出6丁目4	S61~62	185	3		5	2					195	23,100~40,000
桜北	東町4丁目4	S62	50									50	23,600~39,000
灰塚	尾ノ上3丁目13・14	S62	65									65	22,200~39,100
秋津	秋津町秋田3298	S63~H元	284	6		6	6					302	18,100~41,600
長嶺東	長嶺南7丁目1	H 7	42			8						50	28,000~48,500
出水(特優)	水前寺公園16	H 7									3	3	58,000~76,000
新南部第二	新南部5丁目3	H 8	42	2		6						50	28,900~49,600
タウンハウス御領	御領3丁目15	H 8									34	34	60,300~76,000
月出西	月出6丁目2	H 8	54									54	31,300~53,100
コンコース長嶺	長嶺東6丁目27	H10									22	22	57,000~68,000
小山	小山町625	H10	64									64	33,600~55,700
レスポワールMIWA	健軍3丁目50	H10									18	18	62,000~82,000
オーシャンヴィレッジ新南部	新南部2丁目7	H12									30	30	64,000~81,000
タウンハウス東	上南部3丁目4	H12									25	25	55,000~68,000
サンフラワーコーポ尾ノ上	尾ノ上2丁目14	H13									25	25	62,000~80,000
野越	南高江4丁目1	S50~53	438	18	38	17	9					520	14,000~29,300
八幡	八幡9丁目3・6	S52~53	130									130	15,600~29,300
笹田	御幸笹田町1789	S54~55	60									60	17,700~29,700
横林	日吉1丁目4	S55	55									55	18,400~30,400
栗の内	日吉1丁目6	S55	170	6	9	6	9					200	18,600~32,600
野田	野田3丁目11	S57	139	7		2	2					150	19,500~33,600
萩原	萩原町9	S56~57						50				50	8,000
田迎	出仲間7丁目6	S56	78									78	19,600~32,500
上ノ郷	上ノ郷町2丁目10・11	S58	76									76	21,300~36,600
城南	南高江7丁目9	S58	39									39	21,600~32,600
日吉	南高江1丁目6	S60	90									90	22,900~39,500
薄場	薄場2丁目7・9・10・11	S61~62	106	4		6						116	18,600~45,700
銭塘	銭塘町957	S38	8									8	4,400~7,300
奥古閑	奥古閑町4345	S38	12									12	5,000~6,700
平成ウッドヴィラ	平成1丁目1・2・17	H 5									50	50	66,400~76,000
土河原	土河原172	H 5	36									36	27,400~45,400
サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19	H 7									50	50	65,300~81,000
合志	合志1丁目4	H 7	78	2		9						89	20,900~51,000
南部中央	八幡6丁目9	H12	30	2		18						50	25,500~54,500
白藤	白藤3丁目4	H12	109	2								111	25,800~55,000
花園上の原	花園5丁目46	H 8	56			4						60	24,800~53,900
花園	花園6丁目18・19・22~24・33	H 9~11	210									210	22,500~57,300
石神	島崎3丁目21	S30	16									16	5,900
高橋	高橋町269	S25~36	6		4					6		16	400~5,900
荒尾	島崎7丁目4・8・9・12	S34	43									43	2,900~6,100
団子原	島崎5丁目25	S54~55	66									66	17,300~30,500
小島	小島下町531	S58	60									60	20,800~36,200
池上	池上町524	S63	156	3		7	4					170	19,500~38,000
上代	城山上代町821	H元	134	5		5	6					150	22,700~39,200
井芹	花園2丁目14・5丁目1・10	H 2	104	5		5	6					120	23,700~48,400
温泉	河内町船津3193	H 2	31									31	27,400~57,700
上高橋	上高橋町121	H 4~6	224	4		6						234	27,400~56,300
大塘	城山大塘町138	H 5	55			5						60	26,700~44,200
計			9,800	183	199	407	105	303	613	6	448	12,064	

(注) 家賃は一般収入基準内の本来入居者家賃 特定優良賃貸住宅については基本家賃

(3) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準			
一 般	200,000円以下			
裁 量	268,000円以下			
収入超過者の家賃 (本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)	収入分位	政 令 月 収		率
		下 限 値	上 限 値	
	25.0~32.5%	200,001	238,000	1/7
	32.5~40.0%	238,001	268,000	1/4
	40.0~50.0%	268,001	322,000	1/2
	50.0%~	322,001		1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成11年度)

種 別 \ 区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	未 収 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 住 宅	2,693,888,150	2,494,681,270	199,206,880	92.61
特 定 目 的	211,629,450	195,367,930	16,261,520	92.32
改 良 住 宅	61,214,800	56,812,800	4,402,000	92.81
優 良 賃 貸	261,047,535	252,565,465	8,482,070	96.75
計	3,227,779,935	2,999,427,465	228,352,470	92.93
過 年 度	485,918,595	192,429,695	288,816,140	39.60
合 計	3,713,698,530	3,191,857,160	517,168,610	85.95

住宅使用料の収納率向上のため、昭和61年度より徴収員を雇い収納率アップにつとめている。(10名)
また悪質な滞納者に対しては法的措置(支払命令・明渡訴訟)をとっている。

(4) 住宅かさ上げ資金貸付制度(昭52.4.22施行)

目 的

水害のおそれがある住宅に居住する市民に対し、その住宅のかさ上げに必要な資金を貸付け、居住の安全を図る

貸付金及び利率

貸付金は150万円を限度とし、年利3%で償還期限は10年以内

貸付状況

平成11年度末までの貸付累計 117件 : 126,600千円

(5) 住宅協会

名 称 財団法人 熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事業 住宅及び附属施設の建設並びに賃貸、分譲
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲
市営住宅の管理に関する事務の受託
その他必要と認められる事業

役員 理事長 助役
(平13.4.1現在) 副理事長 建設局長
常務理事 建築住宅部長
理事 都市整備局長、財務部長、計画部長、開発部長、下水道部長、道路部長
監事 収入役、総務局長

基本金 1,000千円(市出資金)

事業実施状況 賃貸住宅の管理(管理戸数192戸)、市営住宅の管理受託業務
賃貸店舗の管理(1店舗)

11 道 路

(1) 市域内道路

(平13. 8. 6現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	m	m ²	m	m ²	m	m ²	%	%
国 の 管 理	72,308	1,675,409	0	—	72,308	1,675,409	100	100
県 の 管 理	43,395	1,420,810	0	—	43,395	1,420,810	—	—
県 道	28,913	254,599	0	—	28,913	254,599	100	—
県 道	247,581	—	415	—	247,996	1,863,648	99.83	—
主要地方道	73,318	—	0	—	73,318	718,986	100	—
一般県道	174,263	—	415	—	174,678	1,144,662	99.76	—
市 道	2,116,084	8,720,141	271,489	457,487	2,387,573	9,177,628	88.63	95.02
道 路	2,102,400	8,645,859	271,393	457,184	2,373,793	9,103,043	88.57	94.98
橋 梁	13,684	74,282	96	303	13,780	74,585	99.30	99.59

(注) 平成12年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
国県道については平12.4.1現在の数値

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、266号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数9,373本、実延長2,387,573mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で88.63%、面積率で95.02%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	累 計
8	2,030,117 ^m	8,205,834 ^{m²}	306,468 ^m	507,289 ^{m²}	2,336,585 ^m	8,713,123 ^{m²}	86.88%	94.18%	2,016,712 ^m
9	2,046,202	8,334,295	291,491	493,622	2,337,693	8,827,917	87.53	94.41	2,049,597
10	2,064,204	8,426,004	283,278	476,350	2,347,482	8,902,354	87.93	94.65	2,065,453
11	2,093,347	8,597,114	275,439	462,626	2,368,786	9,059,740	88.37	94.89	2,095,902
12	2,116,084	8,270,141	271,489	457,487	2,387,573	9,177,628	88.63	95.02	2,131,448

(注) 面積は車道面積

ウ 幅 員 別

(平13.4.1現在)

種 別	幅 員	8.5m以上	8.5~6.5	6.5~4.5	4.5~2.5	2.5~1.5	1.5未満	計
延 長 (m)		186,046.2	205,839.7	818,092.7	907,299.3	188,424.0	68,091.8	2,373,793.7
面 積 (m ²)		2,486,062	1,518,448	4,425,520	3,342,766	377,254	68,450	12,218,500

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区 分	年 度	10			11			12		
		本 数	延 長	面 積	本 数	延 長	面 積	本 数	延 長	面 積
認 定		157	28,513.8 ^m	204,629.3 ^{m²}	155	37,061.2 ^m	284,853.6 ^{m²}	173	23,883.4 ^m	158,628.4 ^{m²}
廃 止		22	8,469.9	38,540.2	58	25,914.8	172,997.1	17	4,954.7	21,155.4
路 線 の 変 更	変 更 前	2	806.5	3,217.1	0	0	0	0	0	0
	変 更 後		887.8	3,823.8	0	0	0	0	0	0

オ 道路認定基準

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路(以下「認定対象道路」という)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする

- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
 - ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
 - イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する概ね5戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助（昭52.4.10施行、平2.4.1改正）

一般交通の用に供している私道等の整備及び補修（舗装・側溝等排水施設・防護柵工事）工事を行う者に対して補助金を交付し、もって市民の生活環境の改善を図る。

① 交付対象

ア 整備工事

- ・現に一般交通の用に供していること
- ・幅員が2m以上あること。ただし市長が特に認めたものについてはこの限りでない
- ・私道等に接する家屋の戸数が概ね3戸以上あり、かつ土地が複数の者により所有されていること。ただし、両端が公道に接続した地域内のもので、当該地域団体の費用によって整備されるもののうち、市長が特に認めるものについてはこの限りでない
- ・敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること
- ・家屋が連たんしており、かつ、連たん後3年以上経過していること
- ・経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

イ 補修工事

- ・整備及び補修工事施行後10年を経過していること
- ・補修工事に係る部分が各条件に該当すること
- ・経端に公共施設がある私道等については市長が特に必要と認めるもの

② 補助金の額

ア 市長が定める補助基準により算出した工事費に75%（里道等その敷地が公有地であるものについては90%）を乗じて得た額

ただし、その額が250万円を越えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

イ 市長は整備及び補修工事を行う者のうち、地元労力によるコンクリート舗装工事を行う者には、補助金に代えて当該補助金の限度内において生コンクリートを支給できる

整備補助状況

年度	件数	側溝延長	舗装面積	防護柵	補助額
8	108	3,726.5 m	20,837.5 m ²	133.0 m	138,932 千円
9	106	3,905.0	19,462.0	75.0	139,420
10	99	3,907.9	17,751.6	43.0	139,911
11	117	5,234.1	12,953.6	101.0	159,658
12	120	4,361.8	23,786.7	106.0	139,936

キ 道路管理状況

業務の内容		8	9	10	11	12
一般管理	道路境界立会	1,062 件	928 件	899 件	939 件	911 件
	道路境界承認	208	205	188	183	193
	市道の証明	132	79	72	72	74
	道路工事承認(24条)	162	190	145	176	120
	開発行為の同意	146	119	118	109	89
	道路の認定廃止	43	127	181	213	190
	計	1,753	1,648	1,603	1,693	1,577
占用関係	占用許可申請	1,401	1,446	1,462	1,503	1,576
	占用料金の徴収	1,638 (228,241,942円)	1,787 (257,693,163円)	1,815 (290,793,235円)	1,906 (312,782,358円)	2,062 (323,469,173円)
	道路掘削許可	2,859	2,842	2,695	3,007	3,101
	道路交通制限	3,105	2,855	2,738	3,047	3,143
	計	9,003	8,930	8,710	9,463	9,882